

平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業の企画提案募集要領

1 趣旨

愛媛県の未婚化及び晩婚化の地域格差要因に加え、県内市町ごとに結婚や出産に影響を与える背景を把握・分析し、本県が取り組むべき施策の立案を行うための基礎資料とする。

また、分析結果を県と市町で共有することにより、広域的な連携を含め、市町における潜在的な地域力を活かした施策の検討を後押しし、県全体として少子化対策の底上げを図ることを目的に本事業を実施する。

2 企画提案の募集から契約締結までの手順

一定の資格要件に該当する団体から、公募により委託事業に関する企画提案を受け、別途設置する選考委員会において審査を行い、最も優れた提案内容であると認めた者と協議・調整を行ったうえで、委託契約を締結します。

3 委託事業の内容

(1) 委託事業名

平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業

(2) 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(3) 事業の内容

①本県の結婚、出産に関する統計数値の地域格差要因の分析

人口統計資料集、出生動向基本調査等の各種統計調査等から結婚に影響を与える主要因と考えられる「結婚要因（有配偶率要因）」及び出産に影響を与える主要因と考えられる「夫婦の出生力要因（有配偶出生率要因（第 1 子要因、第 2 子要因、第 3 子要因以上要因別）」を中心に、本県及び県内市町の比較等を通じた定量分析を行い、課題を抽出する。

②県内市町ごとに結婚、出産に関する統計数値に影響を与える背景を把握・分析

県内市町ごとに、結婚、出産に影響を与えると想定される社会経済的・施策指標と、「結婚要因（有配偶率要因）」及び「夫婦の出生力要因（有配偶出生率要因（第 1 子要因、第 2 子要因、第 3 子要因以上要因別）」との関係性を検証するための統計分析を行い、影響を与える背景を把握・分析し、この背景をマップやグラフ上に可視化して表す。

③大学生等の若者を対象とした意識等の現状調査

県内に在学している学生や県外で就学している本県出身の大学生等のネットワークを活用し、若者たちが本県での結婚や就職などの各ライフイベントについての意識等の現状調査を行い、若者の意識等を把握、分析するほか、えひめ結婚支援センターと連携し、センター事業に参画する企業の従業員たちが結婚や出産に対し、どのように考えているのか把握することで、実態との乖離を分析する。

④分析報告書の作成

分析報告書について県と協議し、報告書の内容を決定する。また、報告書の作成に当たっては、専門的な統計用語や手法については、必要に応じて解説を付記する。

⑤分析結果共有会議への出席等

広域的な連携を含め、潜在的な地域力を活かした施策の検討を行う市町を後押しするため、県が市町の少子化対策担当者等を対象に開催する会議に出席し、分析結果の共有を図るとともに、結婚、出産に関する統計数値にプラスに寄与していると考えられる特徴的な施策等について発表し、分析報告書に関する質問に対応する。

(4) 委託料の上限額

4,854 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案の応募資格

国内に事務所及び活動場所を有して活動を行っている企業、特定非営利活動法人又は非営利の民間任意団体（ボランティア団体、市民活動団体等）で委託事業を的確に遂行できると認められる団体等のうち、次の基準を全て満たすことを要件とします。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）が定められていること。
- (2) 予算・決算を適正に行っていること。
- (3) 原則として、愛媛県内で1年以上継続して活動していること。
- (4) 暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

5 応募手続

(1) 提出書類

- ① 平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業応募申込書
- ② 企画提案書
- ③ 収支予算書
- ④ 類似・関連事業の実績
- ⑤ 総括責任者・運営管理体制

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 2 部（副本は正本の複写で可）

(3) 提出期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）～平成 29 年 5 月 12 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とします。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送してください。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

(6) 留意事項

- ① 応募申込に要する費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- ④ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

選考委員会において、提出された企画提案書により審査・評価を行い、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定します。

なお、審査に当たっては、書類審査のほかヒアリングを実施する場合があります。

<選考委員会>

保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長

県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長

県民環境部県民生活局人権対策課長

(2) 審査基準

実施予定団体の選考は、次に掲げる項目を主に総合的に評価して行うものとします。

評価項目		評価の着眼点	配点
事業 実施 能力	事業遂行能力	・事業が遂行可能な人員体制が確保されており、業務の管理体制は適切か。 ・県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	10
	同種業務の実績	・同種業務の実績とその内容、成果はどうか。	10
企画 提案 内容	事業全般	・事業の目的を十分に理解した提案であるか。 ・連携団体等と協議を行い、協力を得られる体制となっているか。 ・事業に関し、十分な知識・知見を有しているか。	15
	事業計画性	・人員やスケジュールから、目的達成が可能であるか。	10
	事業有効性	・効果的な事業展開が可能であるか。 ・事業の周知方法は適当であるか。	15
	事業妥当性	・事業目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。	10
	独自提案	・事業効果を高めるための独自の提案がなされているか。また、その内容は現実的かつ妥当なものか。	15
総合評価		・事業実施団体としての適性はあるか。 ・特定の価値観の押しつけとならない事業実施について配慮されているか。	15
合 計			100

(3) 審査結果

審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知します。

なお、審査内容については公表しません。また、審査結果についての異議申し立ても認めません。

7 委託契約の締結

(1) 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、

契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

- (2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

8 応募に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ方法

電話、ファクシミリ、電子メール又は文書で問い合わせてください。

(2) 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係

電話 089-912-2413、FAX089-912-2409、電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

ただし、書類の具体的な記載内容及び審査基準に関する問い合わせについては、受け付けできません。